

# 三種町空き家等の適正管理に関する条例について

町では、昨年、平成24年9月25日に「三種町空き家等の適正管理に関する条例」を公布しています。

この条例は、空き家等が放置され、危険な状態となることを防止するとともに、既に空き家等が危険な状態にある場合には、その危険性を排除することにより、生活環境の保全および安全で安心なまちづくりに寄与することを目的としています。

この条例の施行後、全町の各地区の自治会に危険な状態の空き家等の情報提供をお願いしたところ、79件の情報をいただき、この情報を基に現地を確認し、所有者や相続人の調査を行っているところです。

補助金の額は、30万円を限度として、次に掲げる措置に要する費用の3分の1に相当する額（千円未満切捨て）となっています。

- (1) 建物等除却
- (2) 廃材等運搬および処理
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が助言し、指導し、もしくは勧告し、または特に必要と認めた措置

同一敷地内にある複数の空き家等がある場合は、30万円が限度となります。

代執行によって解体された場合の費用は町が一時負担し、場合によっては、所有者等に資産がなく町の負担のままになる場合も考えられますが、所有者等に全額請求いたします。

## 危険な空き家とは

町内にある常時無人の状態にある建物等（使用していない住宅、倉庫等）で危険な状態にある空き家等危険な例

1. 老朽化または自然災害（強風・大雪）により、建物等が倒壊または飛散のおそれのある状態
2. 不特定者の侵入により火災および犯罪を誘発するおそれがある状態
3. 人の生命、身体もしくは財産または周囲の道路等の生活環境に害を及ぼすおそれのある状態

## 空き家対策事業の流れ

